

危機管理マニュアル

2025（令和7）年 4月

高知県立高知江の口特別支援学校

〒780－8031高知市大原町120番地5

TEL (088)802－5577

FAX (088)802－5578

E-mail 320315@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <http://www.kochinet.ed.jp/enokuchi-s/mt/index.html>

はじめに

危機管理マニュアルの活用にあたって

児童生徒が、より安全に、安心して過ごせる学校を目指して、学校の危機管理体制の見直しを行い、想定される災害や事件・事故などの緊急事態への備えとして、危機管理マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を作成しました。

今回の作成に当たっては、既存の「南海トラフ地震防災対策マニュアル」や「不審者対応マニュアル」などを集約し、また、新たに水害時マニュアル等を追記しています。

特に、近い将来発生が想定されている南海トラフ地震は、最大マグニチュード9前後の大きさになると言われており、本県の多くの市町村で最大震度7程度の強い揺れが、2～3分程度続くと言われています。本校校舎の震度強度に問題はなく、土砂災害の影響もないと言われていますが、0.3～1mの津波が60分ほどで到達すると想定されています。また、鏡川の南側に位置する本校の地理的条件では、津波による漂流物が押し寄せることも考えられますので、しっかりとした備えを進めていくことが求められます。加えて、他県では学校に侵入した不審者による痛ましい事件も発生しており、不審者対応訓練をはじめとする対応を講じることも必要です。

今後とも、災害や事件・事故などの被害を最小限にとどめるための訓練等を着実に実施し、教職員等の危機管理能力の向上に努めるとともに、保護者等や関連機関と共に連携しながら備えを進めていきたいと考えます。

〈参考〉学校周辺の避難所 大原町地区避難所

施設名	住所	高知市津波避難ビル	TEL
高知市総合体育館	大原町158		833-4061
25（令和7）年	大原町87-1	No.第六10	—

福祉避難所

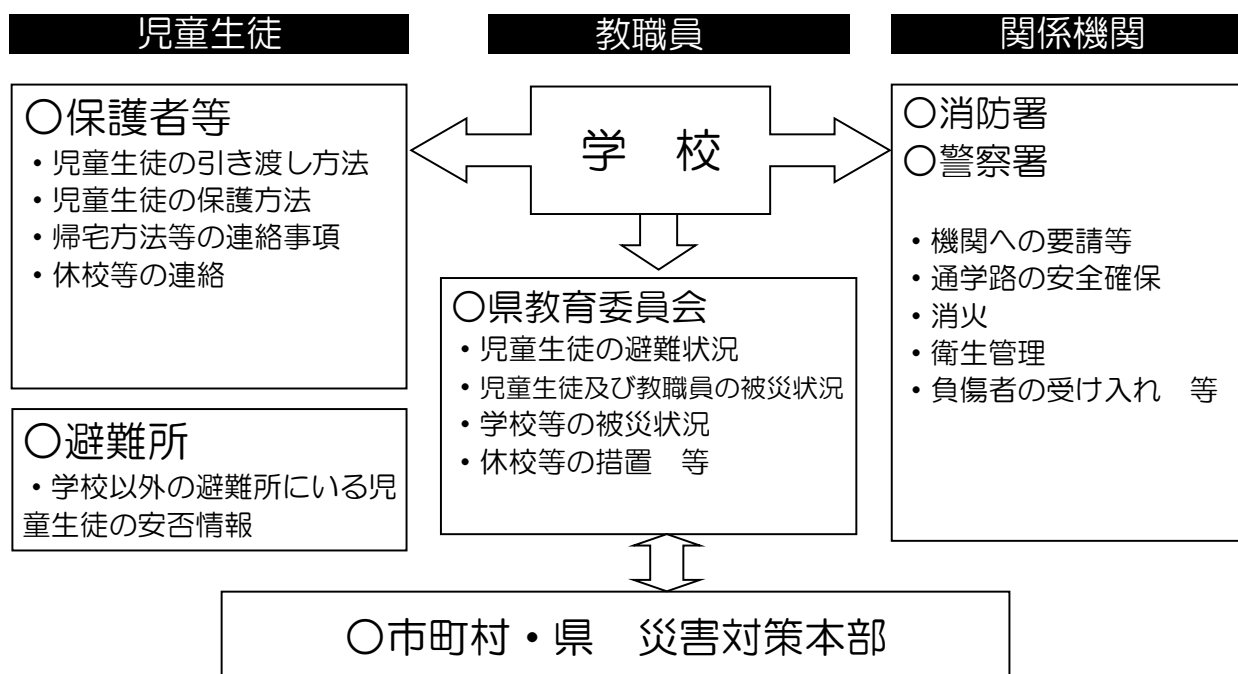
施設名	住所	指定/協定	TEL
南部健康福祉センター	百石町3-1-30	指定	878-9060
西部健康福祉センター	鴨部860-1	指定	828-4780
障害者福祉センター	旭町2-21-6	指定	873-7717
高知県立盲学校	高知市大膳町6-32	指定	823-8721

目 次

はじめに	1
目次	2
I 組織体制	
1 連絡体制	3
2 組織体制（地震）	4
3 組織体制（火災）	5
II 災害発生時マニュアル	
1 地震関係	
(1)南海トラフ地震による本校への影響（予測）	6
(2)教職員の参集体制と安否確認の目安	7
(3)教職員の参集方法	8
(4)地震時マニュアル	
①学校滞在時	9
②場所別行動マニュアル	10
③校外学習時	11
④登下校時	
ア 登下校時の対応	12
イ スクールジャンボタクシーマニュアル	13
i)運行区間	14
ii)ヘルプカード	15
⑤在宅時の対応	16
⑥南海トラフ地震臨時情報への対応	17～18
2 火災時マニュアル	19
3 水害時マニュアル	20
・段階的に発表される防災気象情報と対応する行動	21
4 避難経路（地震） 校舎平面図	22
5 避難経路（火災） 学校平面図	23
6 不審者対応マニュアル	24
・不審者の侵入を未然に防ぐための取組	25
7 弾道ミサイル対応マニュアル	26
8 救命救急対応	
(1)発見から救急要請までの連絡	27
2025 (2)救命救急マニュアル	28
(3)アクションカード その1	29
アクションカード その2	30
III 災害発生後の対応	
1 災害後安全確認チェックリスト	31
2 災害用伝言ダイヤル等	32
3 保護者等への引き渡し	33
(1)災害時児童・生徒引き渡しカード・災害時児童・生徒引き取り者情報調査票	34
(2)連絡票（健康チェック）	35
4 心のケア	
(1)児童生徒の心のケア	36～39
(2)教職員の心のケア	40
IV 災害時備蓄品・防災用品等	
1 備蓄品・防災用品等	41
2 救急グッズ（保健室アルミケース）	42
V 別添資料	
別添1 教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動 ～児童生徒の命を守るために～	43

I 組織体制

1 連絡体制



防災関係機関連絡先一覧

	名称	TEL	FAX	備考
高知県教育委員会	特別支援教育課	088-821-4741	088-821-4547	
	高等学校課	088-821-4851	088-821-4547	
	学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
	教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
	保健体育課	088-821-4751	088-821-4849	
	教職員・福利課	088-821-4905	088-821-4725	
	小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
	幼保支援課	088-821-4882	088-821-4774	
関係機関	高知市中央消防署	088-856-9902	088-856-9903	
	高知南警察署	088-834-0110		
	高知市保健所	088-822-0577	088-822-1880	
県市	高知県危機管理防災担当	088-823-9320	088-823-9253	
	高知市危機管理防災担当	088-823-9040	088-823-9008	

2 組織体制（地震）

地震防災隊組織表（学校）	
災害対策本部 ○隊長 校長（北中 加乃） 【隊長不在の場合、番号の順に代行を配置】 ①教頭1 （宮川 貴史） ②教頭2 （安東 恵美） ③事務長 （清藤 和樹） ④主幹教諭 （弘瀬 千秋） ⑤学校安全部長（秋山 美幸） ○副隊長 教頭1 （宮川 貴史） 教頭2 （安東 恵美） 事務長 （清藤 和樹） 主幹教諭（弘瀬 千秋） ○補佐 学校安全部長（秋山 美幸） 【副隊長不在の場合、隊長不在時に準じて配置】 ○教務部長 （立間 好枝） ○寮務主任 （新谷 寛）	情報収集連絡班 班長 事務長（清藤 和樹） 班員 事務職員 避難誘導班 1班（小学部） 班長 主事（山本 明子） 班員 小学部教員 2班（中学部） 班長 主事（野村 麻美） 班員 中学部教員 3班（高等部） 班長 主事（濱田 梨佐） 班員 高等部教員 救護対策班 班長 養護教諭（武田 公美） 班員 保健主事（楠目 雅仁）看護師（溝渕 直美）

地震防災隊 活動要領

担当区分		任務内容
災害対策本部	隊長	○応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定、指示） ・伝達機材等による連絡、災害に関する情報収集を指示（情報連絡班へ） ・被災状況、避難経路の確認および、避難誘導を指示（避難誘導班へ） ・火災発生の場合、初期消火を指示（避難誘導班へ） ・教育委員会等の関係機関への連絡
	副隊長	○隊長の補佐 ・安否確認名簿の管理
	補佐	・副隊長の補佐（場合により、現場への確認、伝達業務を担当）
	情報収集連絡班	・災害に関する情報の収集、報告（隊長へ） ・隊長の命令を受け、命令の内容等を全体へ伝達（伝達機材等の使用）
	避難誘導班	・児童生徒等の安全の確保、避難行動の指示 ・児童生徒の出欠状況、負傷の有無・程度の確認、報告（主事→副隊長→隊長） ・避難誘導（残留児童生徒等の確認）、必要に応じた搬送、応急手当 ・建物内の被災状況の確認、避難経路の確保及び状況の確認、報告（隊長へ） ・【三次避難が必要な場合】校外避難経路の確保及び状況の確認、報告（隊長へ） ・【火災発生の場合】隊長の命令を受け、初期消火の実施、報告（隊長へ）
	救護対策班	・負傷者への応急手当 ・負傷の状況の連絡（副隊長→隊長） ・【必要に応じて】医療機関への連絡
	避難所支援班 （地域住民対応）	・避難者の受入対応 ・避難者の誘導、備蓄食料物資の配布等 ・傷病者等の把握 等

3 組織体制（火災）

自衛消防隊編成表（学校）	
自衛消防隊 本部 ○隊長 校長（北中 加乃） 【隊長不在の場合、番号の順に代行を配置】 ①教頭 1 （宮川 貴史） ②教頭 2 （安東 恵美） ③事務長 （清藤 和樹） ④主幹教諭 （弘瀬 千秋） ⑤学校安全部長（秋山 美幸） ○副隊長 教頭 1 （宮川 貴史） 教頭 2 （安東 恵美） 事務長 （清藤 和樹） 主幹教諭（弘瀬 千秋） ○補佐 学校安全部長（秋山 美幸） 【副隊長不在の場合、隊長不在時に準じて配置】 ○教務部長 （立間 好枝） ○寮務主任 （新谷 寛）	連絡通報係 班長 事務長（清藤 和樹） 班員 事務職員
	避難誘導係（消火係も担う） 1 班（小学部） 班長 主事（山本 明子） 班員 小学部教員 2 班（中学部） 班長 主事（野村 麻美） 班員 中学部教員 3 班（高等部） 班長 主事（濱田 梨佐） 班員 高等部教員
	搬出係 事務職員
	救急係 班長 養護教諭（武田 公美） 班員 保健主事（楠目 雅仁） 看護師（溝渕 直美）

自衛消防隊 活動要領

担当区分		任務内容
自衛消防隊本部	隊長	○応急対応の決定（被害状況等を把握し、避難の実施方法を決定、指示） ・伝達機材等による連絡、火災に関する情報収集を指示（連絡通報係等から） ・火災状況、避難経路の確認および、避難誘導を指示（避難誘導係へ） ・初期消火を指示（消火係へ） ・教育委員会等の関係機関への連絡
	副隊長	○隊長の補佐 ・安否確認名簿の管理
	補佐	・副隊長の補佐（場合により、現場確認、伝達業務を担当）
	連絡通報係	・火災報知機が鳴った場所を知らせる ・高知市消防局に、119番通報・確認を行う。要救急者の有無を連絡する
	避難誘導係（消火係兼務）	・児童生徒等の安全確保、避難行動の指示 ・児童生徒の出欠状況、負傷の有無・程度の確認、報告（主事→副隊長→隊長） ・避難経路の把握、避難誘導（残留児童生徒等の確認）、必要に応じた搬送【必要な場合】避難用器具の使用 ・建物内の被災状況の確認、避難経路の確保及び状況の確認、報告（隊長へ） ・（消火係）消火器、消火栓を用いて消火に当たる
	搬出係	・重要物品の搬出に当たる
	救急係	・負傷者等の応急処置に当たる

Ⅱ 災害発生時マニュアル

1 地震関係

(1) 南海トラフ地震による本校への影響（予測）

学校敷地の標高…海拔3.5m～3.7m
鏡川からの距離…約150m

南海トラフ地震による影響（予測）	予測される震度 6強～7 揺れの長さ 2.5～3分（150～180秒）
	最大津波浸水深 0m～0.3m 未満（30cmの津波は到達しない）
	隣接地への最大津波浸水深 0.3m～1.0m 到達予測時間 60分
	液状化の可能性なし（計算液状化対象層なし）、学校への土砂災害はなし
校内における危険想定箇所	・照明器具の直下（建物内、屋外問わず） ・運動場防球ネット支柱付近（倒壊時に被害の及ぶ範囲） ・常時固定の難しい移動式備品の周辺（モニター、卓球台、会議机 等） ・備え付けパーティションの周辺 ➡ 安全な距離まで離れること

学校周辺の主な避難場所

※ 原則は校舎内避難（4階へ避難）

校舎外避難は状況に応じて判断 ➡

- ・指定避難場所(収容避難場所) … 高知市総合体育館（950人）
- ・津波避難ビル … 杉本ビル（7階建）



(2) 教職員の参集体制と安否確認の目安

◎参集は、原則、下記の参集体制により実施する。また、震度3以下の地震が発生した時は、下記①～②の手順で行う。

①地震発生後、予め管理職等間で構築している連絡網を活用して、参集の有無（時期等を含む）を決定する。

【地震発生時に確認する主な情報】

●震度 ●地震発生時間帯 ●津波の可能性の有無
●各教職員の安否や出勤経路の状況 ●被害状況（家屋や道路状況） など

②震度による参集体制に関係する教職員に対しては、ALSOK安否確認サービスで安否を確認したうえで、すぐーるや電話などで参集の有無を連絡し、対応可能な教職員が参集する。

★参集にあたっての留意事項★

※日没後の発災では、原則、震度5以上では周辺が明るくなってから参集すること。

※いずれの震度でも、つなみ警報が発令された場合には、警報が解除し、かつ、安全の確認がとれてから参集すること。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中、注意、警戒）が発令中の場合も、原則、同様の対応をとること。

※地震や津波などの被害によって情報網が寸断されるなどにより、正確な情報が入手できない場合は、安全が確保されるまで参集は行わないこと。

※参集にあたっては、自宅の被災状況、自身や家族の状況、津波の到達状況などを考慮し、安全確保を優先すること。

※長い揺れや強い揺れ（震度4以上）の後には、津波の可能性のあることを想定し、安全確保を優先して対応すること。

※震度5弱以上の場合は、学校は翌日以降、休校の措置をとる。

参集基準	休校措置	参集教職員
第1 参集＜警戒体制＞		
震度4の地震が発生または津波注意報	—	（校長）北中加乃（教頭1）宮川貴史 （教頭2）安東恵美（事務長）清藤和樹 （主幹教諭）弘瀬千秋 （教諭）秋山美幸・新谷寛
第2 参集＜厳重警戒体制＞ 必要に応じて災害対策本部の設置		
震度5弱の地震が発生	休校	（校長）北中加乃（教頭1）宮川貴史 （教頭2）安東恵美（事務長）清藤和樹（主幹教諭）弘瀬千秋 ＜6km未満居住者＞ 立間好枝、山崎翔子、竹中健、寺内麻子、地引光大、田中友梨香、升田千尋、濱田梨佐、小谷繁延、大倉昌子、坂本綾子、柿本竜汰、井澤陽子、中越江美、森本美彩、秋本美早、岡本布美、秋山美幸、新谷寛、武田公美、岡村良、西山衣理、能勢里沙乃 （寄宿舍）中野早ゆり、土居甲奈子、濱田詩野
津波警報のみが発表（3m未満）	休校	（校長）北中加乃（教頭1）宮川貴史 （教頭2）安東恵美（事務長）清藤和樹（主幹教諭）弘瀬千秋 （教諭）秋山美幸・新谷寛 被害がない場合は、参集しない
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表	—	※休日及び夜間に発災した場合、原則、参集はしないが、管理職間で情報を共有のうえ、すぐーるにて教職員に注意喚起等のメッセージを発出する。 なお、隊長等の指示により参集する場合は、下記の者が対象 （校長）北中加乃（教頭1）宮川貴史 （教頭2）安東恵美（事務長）清藤和樹（主幹教諭）弘瀬千秋
第3 参集＜災害対策本部設置＞		
震度5強の地震が発生	休校	○安全確認後 原則、全教職員
大津波警報のみが発表（3m以上）	休校	同上 被害がない場合は、参集しない
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表	—	※休日及び夜間に発災した場合、原則、参集はしないが、管理職間で情報を共有のうえ、すぐーるにて教職員に注意喚起等のメッセージを発出する。 なお、隊長等の指示により参集する場合は、下記の者が対象 （校長）北中加乃（教頭1）宮川貴史 （教頭2）安東恵美（事務長）清藤和樹（主幹教諭）弘瀬千秋
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表	休校（1週間程度）	同上

教職員・児童生徒の安否確認の目安					
参集体制	学区内の震度・津波	教職員 安否確認	児童生徒等在宅時		児童生徒 登下校時
			すぐーる/電話 使用可	すぐーる/電話 使用不可	
第1次参集	震度4または津波注意報（1m未満）	ALSOK安否確認サービス	行う	教職員の安全を確保のうえ、家庭訪問 避難所訪問	教職員の安全を確保のうえ、通学路をたどる（単独登下校の児童生徒が対象）
第2次参集	震度5弱				
	津波警報発表（3m未満）				
第3次参集	南海トラフ地震臨時情報発表（調査中）				
	震度5強				
	大津波警報が発表（3m以上）				
	南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意又は巨大地震警戒発表）				

※児童生徒の安否確認については、震度や発生時刻などを考慮して、すぐーる等の発出時刻を決める。

また、電話での確認は隊長等の指示により、原則、担任教員が行うが、担当の担任教員が対応できない場合は、他の教員が行うこともある。

(3) 教職員の参集方法

◎1時間以内に参集できる教職員

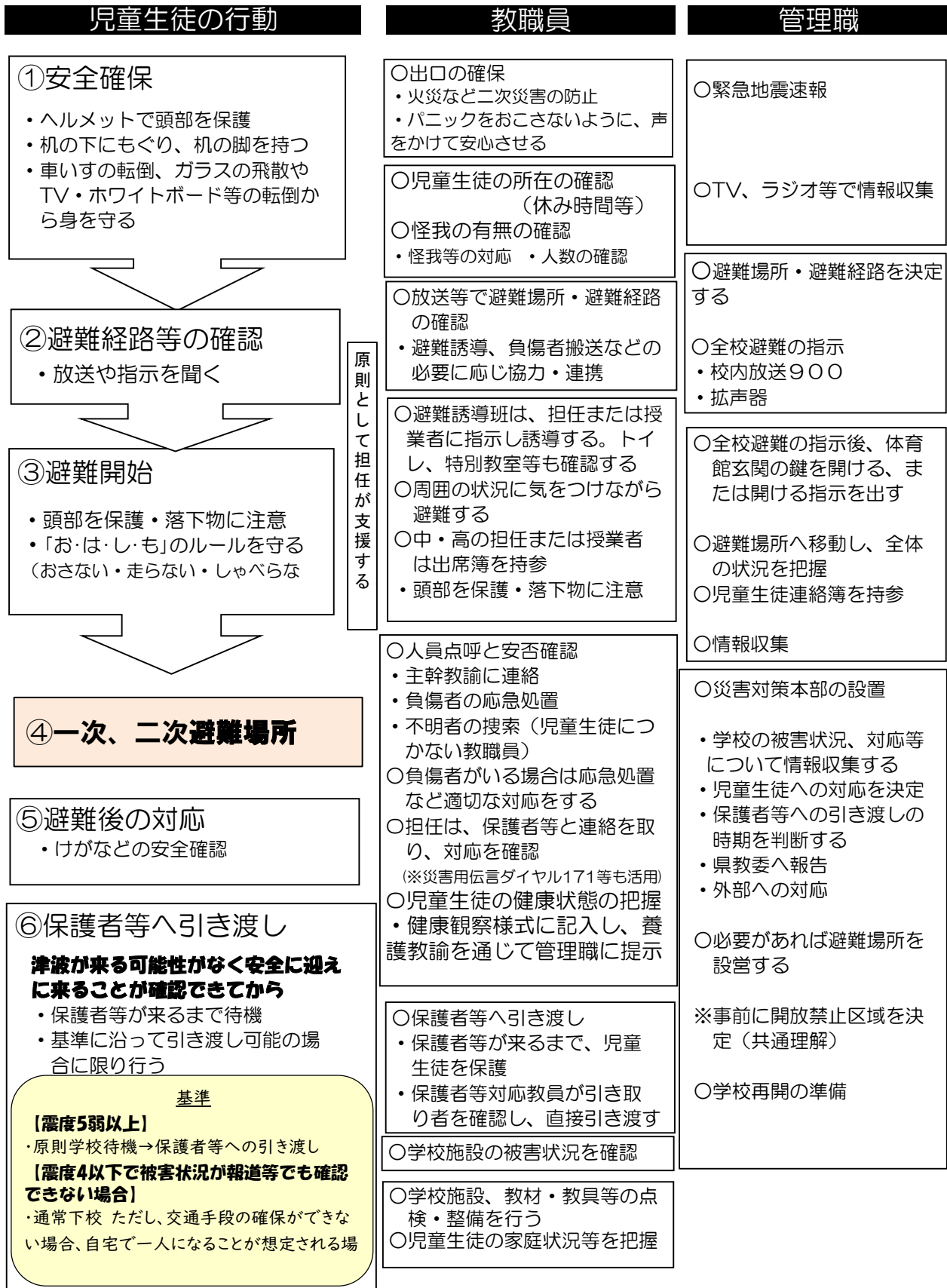
職名	氏名	①居住地	②所要時間	③学校以外の参集場所
校 長				
教 頭(第1)				
教 頭(第2)				
主幹教諭				
教諭(小主)				
教 諭				
〃				
〃				
教諭(中主)				
教 諭				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
教諭(高主)				
期限付講師				
教 諭				
〃				
〃				
〃				
期限付講師				
教 諭				
期限付講師				
教 諭				
〃				
〃				
〃				
〃				
期限付講師				
教 諭				
〃				
期限付講師				
教 諭				
〃				
〃				
〃				
〃				
養護教諭				
栄養教諭				
期限付栄養講師				
寄宿舎指導員				
〃				
〃				
〃				
期限付寄宿舎指導員				
事 務 長				
主 幹				
主 幹				
主 事				
主 事				
主任技師				

(4) 地震時マニュアル

①学校滞在時

地震発生
震度5以上(強震・激震等)

南海トラフ地震は、「震度6強程度の立っていることができない揺れが、約150秒続く」と言われている！



②場所別行動マニュアル

場所	児童、生徒の行動	教師の指示・行動
普通教室 多目的食堂 地域支援室 通級教室 多目的室 作業実習室	○机の下にもぐり、机の脚をつかむ。 ○電灯・ガラス等の落下物や転倒物から身を守る。	「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 ○出入口の確保
クールダウン室 カウンセリング室	○鏡やソファから離れる。 ○電灯の落下、窓ガラス、転倒物から身を守る。	「姿勢を低くして、頭を保護しなさい」 ○出入口の確保
理科室	○火を消す。 ○机の下にもぐり、机の脚をつかむ。 ○実験器具などが入っている棚から離れる。 ○転倒物から身を守る。	「火を消しなさい」「机の下に避難しなさい」 「棚から離れなさい」 ○揺れを感じたら、すぐに火を消す。 ○火・湯・薬品・棚のそばから離れさせる。 ○出入口の確保
調理室	○火を消し、ガスの元栓を閉める。 ○棚や調理台から離れる。 ○姿勢を低くして頭部を保護する。	「火を消しなさい」 「元栓を閉めなさい」 「棚から離れなさい」 「調理台から離れなさい」 ○出入口の確保 ○火・湯・コンロ・調理台から離れるよう指示。
音楽室	○ピアノから離れる。 ○机の下にもぐり。	「ピアノから離れなさい」 「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 ○出入口の確保
作業教室 パソコン教室 被服室	○机の下にもぐり。 ○電灯・ガラス等の落下物や転倒物から身を守る。	「机の下に避難しなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 ○出入口の確保
図書室	○本棚のそばから離れる。 ○姿勢を低くして、机の脚をつかむ。	「本棚から離れなさい」 「机の下に避難しなさい」 ○出入口の確保
保健室	○棚や転倒物から離れ、机（ベッド）の下にもぐり、脚をつかむ。 ○ふとんをかぶったりして頭と体を保護する。	「棚や転倒物から離れなさい」 「机（ベッド）の下に避難しなさい」 「ふとんをかぶりなさい」 ○出入口の確保
美術室 技術室	○棚・転倒物から離れる。 ○机の下にもぐり、机の脚をつかむ。	「棚や転倒物から離れなさい」 「机の下に避難しなさい」 ○出入口の確保
体育館	○その場で姿勢を低くし、頭を守り揺れがおさまるのを待つ。	「姿勢を低くして、頭を保護しなさい」 ○天井からの落下物に気をつける。 ○出入口の確保
廊下	○近くの教室に入り、机の下にもぐり。 ○電灯・ガラスや壁の落下物から身を守る。	「教室に入って、机の下に避難しなさい」
階段	○近くの教室に入り、机の下にもぐり。 ○その場でしゃがむ。揺れている場合は、上り下りはしない。 ○一次避難場所に避難する。	「教室に入って、机の下に避難しなさい」 「一次避難場所に避難しなさい」
トイレ	○姿勢を低くし頭を守り揺れがおさまるのを待つ。 ○電灯・鏡・窓ガラスから身を守る。 ○一次避難場所に避難する。	「姿勢を低くして、頭を保護しなさい」 「電灯・鏡・窓ガラスから離れなさい」 「一次避難場所に避難しなさい」 ○出入口の確保
自転車置き場	○自転車を倒し、自転車から離れる。 ○姿勢を低くし、頭を守る。 ○揺れがおさまったら、一次避難場所に避難する。	「自転車を倒しなさい」 「自転車から離れなさい」 「姿勢を低くして、頭を保護しなさい」 「一次避難場所に避難しなさい」

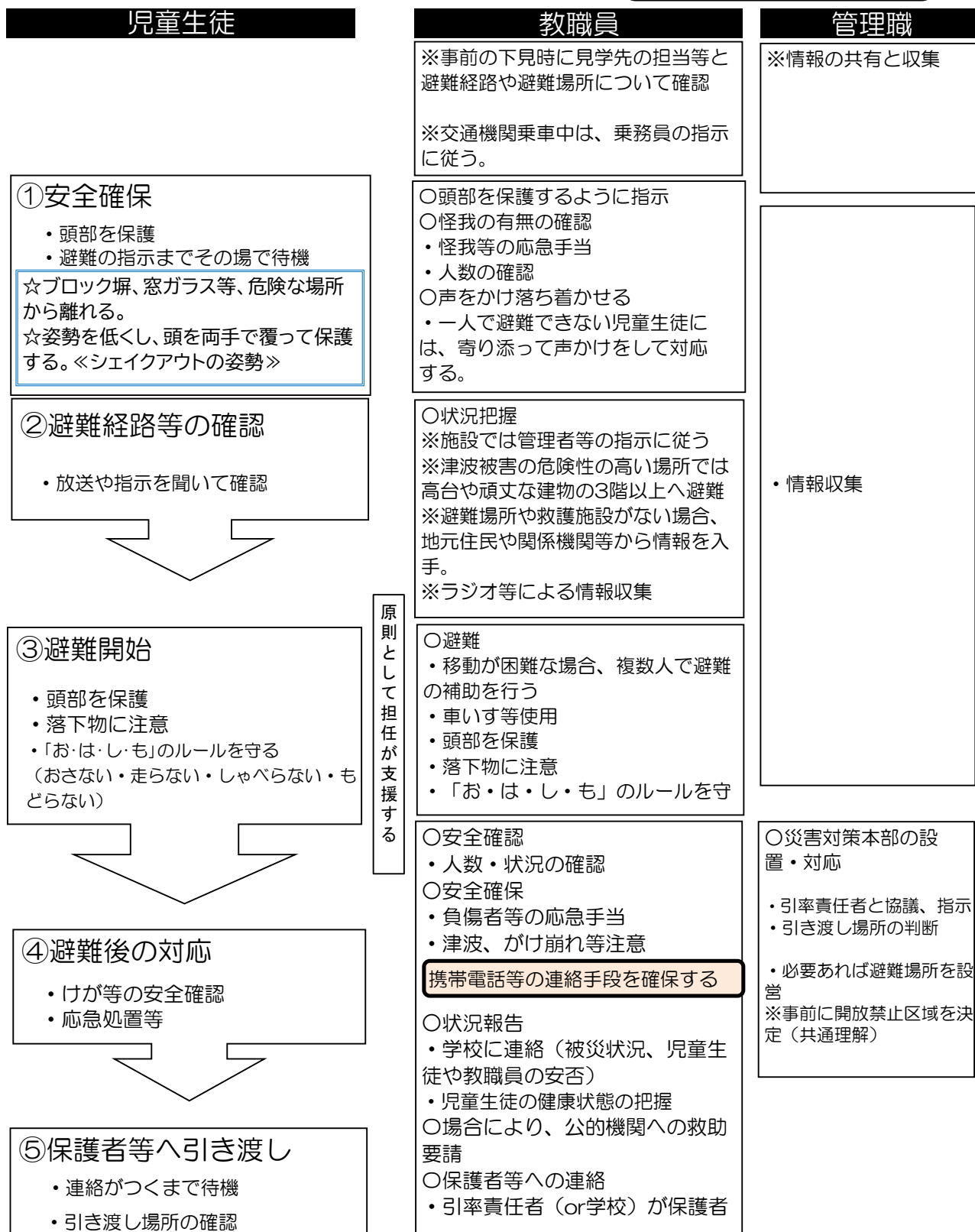
※休み時間等に児童生徒が単独で校舎外で活動することはない。

③校外学習時

- ・あらかじめ、災害発生地域の避難場所、保護者等や学校への連絡方法を確認しておくこと
- ・事前学習や現地でも、児童生徒に避難行動、避難経路などについて指導しておくこと
- ・児童生徒にはできるだけ教員がつくようにし、児童生徒だけの場合も複数で行動させる

地震発生
震度5以上(強震・激震等)

南海トラフ地震は、「震度6強程度の
立っていることができない揺れが
約150秒続く」と言われている！



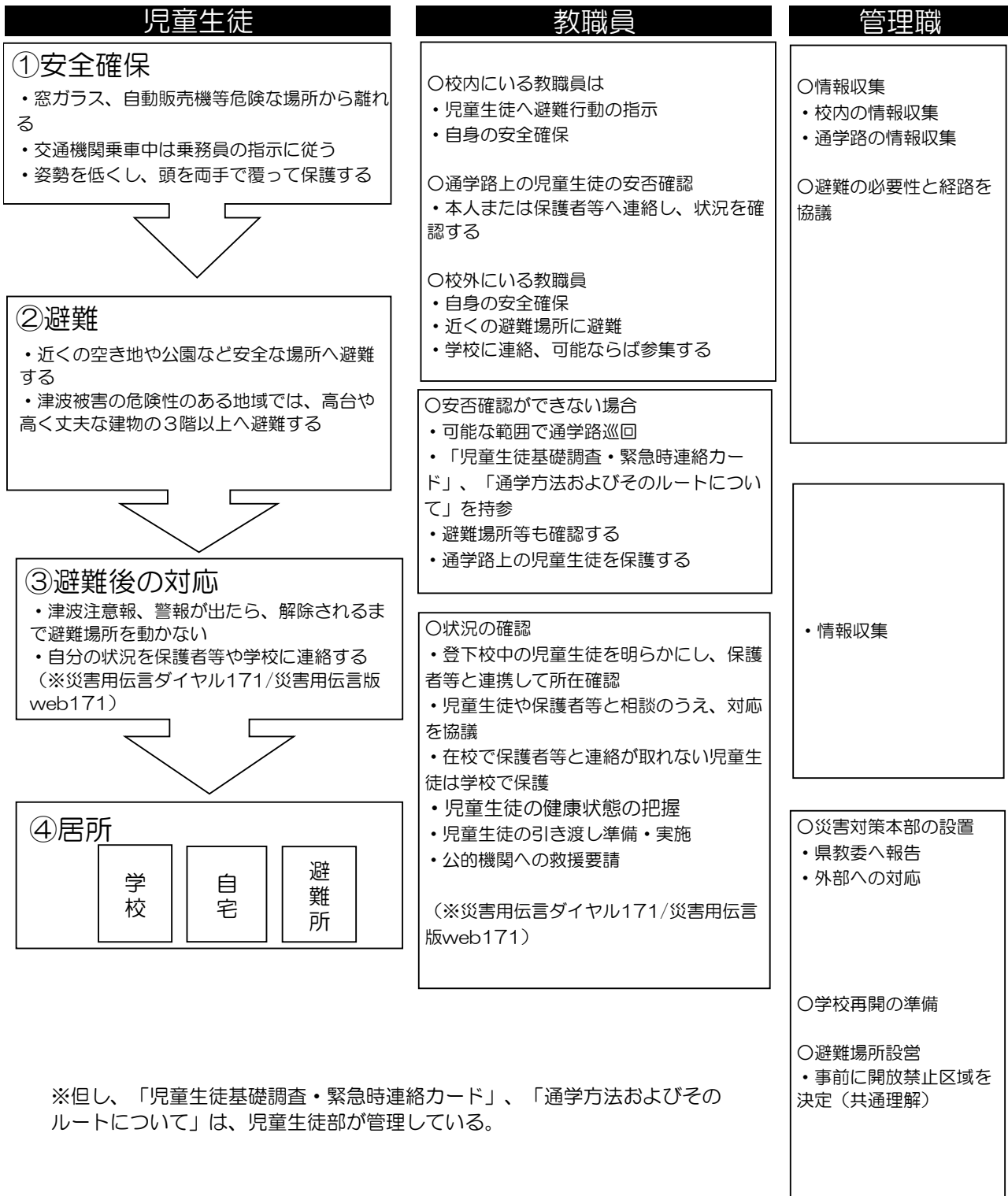
原則として担任が支援する

④登下校時

ア 登下校時の対応

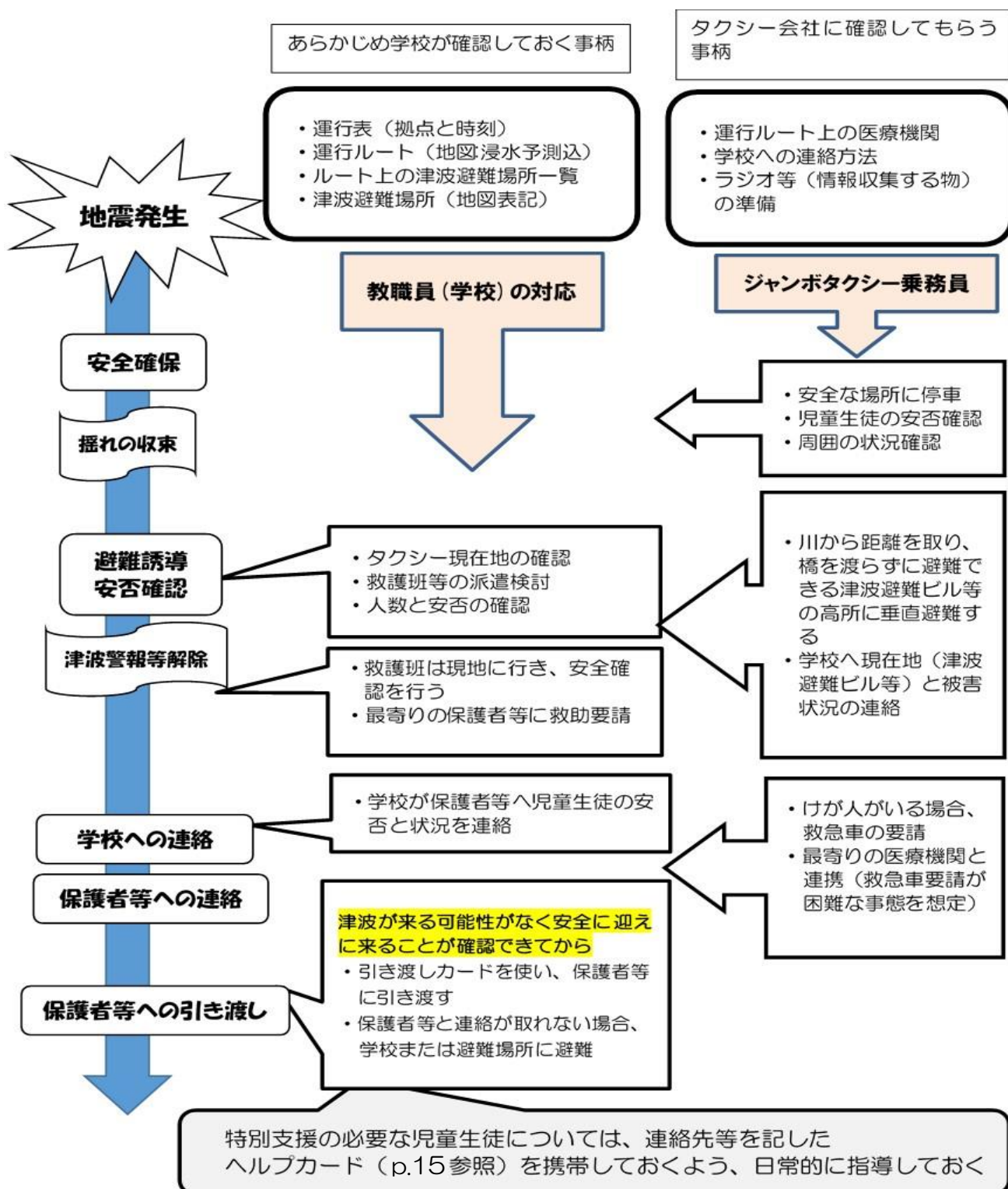
地震発生
震度5以上(強震・激震等)

南海トラフ地震は、「震度6強程度の
立っていることができない揺れが、
約150秒続く」と言われている！



※但し、「児童生徒基礎調査・緊急時連絡カード」、「通学方法およびそのルートについて」は、児童生徒部が管理している。

イ スクールジャンボタクシーマニュアル



i) 運行区間

コース名：東コース

	始 発		終 点	
登 校	J R高知駅	8：15	学校	8：35
下 校	学校	15：45	J R高知駅	16：05
下校時増便	学校	11：45	J R高知駅	12：05

コース名：西コース

	始 発		経 由		終 点	
登 校	J R円行寺口駅	8：08	寄宿舍	8：15	学校	8:30
下 校	学校	15：45	寄宿舍	16：00	J R円行寺口駅	16:07
下校時増便	学校	13：15	寄宿舍	13：30	J R円行寺口駅	13:37

ジャンボタクシー運行ルート



ii) ヘルプカード

必要に応じて作成

ヘルプカード

氏 名	
保護者等氏名	
住 所	
連絡先 (連絡がつく電話番号)	
手伝ってほしいことや 配慮してほしいことなど	
備 考	

令和 年 月 日

⑤在宅時の対応

地震発生
震度5以上(強震・激震等)

南海トラフ地震は、「震度6強程度の立っていることができない揺れが、約150秒続く」と言われている！

児童生徒

教職員

管理職

＜休日・夜間・勤務時間外における参集体制＞

①机の下等に避難

- ・姿勢を低くする
- ・頭部及び上半身を保護

②安全確認・確保

- ・保護者等で安全確認・安全確保

③避難開始

- ・指定された避難所
「児童生徒基礎調査・緊急時連絡カード」に記載されている
- ※「児童生徒基礎調査・緊急時連絡カード」は児童生徒部が管理している
- ・3階以上の建物
- ・頭部を保護
- ・落下物に注意

④避難後の対応

- ・保護者等は学校へTEL
(※災害用伝言ダイヤル171/災害用伝言版web171)

⑤学校再開

- ・連絡があるまで待機

○参集体制に沿って学校へ参集 (p.8参照)

○集合できない場合は、学校へ連絡 (ALSOK安否確認サービスの活用)

○自宅等や保護者等の安全確認

- ・怪我等の対応
- ・避難先、経路の確認

○情報収集

- ・各地の被害状況等

○ALSOK安否確認サービスに安否情報を登録

- ・高知県内において最大震度5弱以上で一斉送信される
- ・メールが届かない場合は学校(管理職)に連絡を入れること

○学校へ参集 (p.7参照)

○勤務校へ参集が不可能であれば、最寄の参集場所に行く (p.8参照)

○児童生徒等の安否確認

- ・自宅等での確認

○避難場所等での確認

- ・本部へ報告・連絡・相談

○校内施設等の被害状況確認

- ・本部へ報告・連絡・相談

○学校再開の準備

- ・できたら保護者等に「すぐーる」や電話で連絡
(※災害用伝言ダイヤル171/災害用伝言版web171)

○学校災害対策本部の設置

- ・児童生徒等の情報集約
- ・施設等の情報集約
- ・県教委へ報告
- ・外部への対応

○学校再開の準備

○避難場所設営

- ・事前に開放禁止区域を決定 (共通理解)

⑥南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

気象庁の発表を注視し、状況に対応しながら通常の学校運営を維持

★危機管理マニュアル等に基づく地震発生への対応

授業中での発表

児童生徒

- 原則、授業を受け、放課後に下校する
- サークル活動については、中止し、すみやかに下校する

教職員

- 校外で活動している場合は、安全確保ができれば、原則、学校に帰る
- ※場合により、保護者等に電話等により、学校の対応を伝える

管理職

- 地震発生場所、震度等により、対応を検討する
- 通学に関わる交通インフラの状況確認指示
- ※場合により、保護者等にすぐーるで、学校の対応などを情報発信する

登下校時間帯での発表

休日・夜間・勤務時間外の対応については、参集体制（P7参照）

児童生徒

- 登校前の児童生徒：自宅待機
- ※自宅待機に伴う遅刻は遅刻扱いにしない
- 登下校中の児童生徒：速やかに登校もしくは下校
- ※交通機関の運転見合わせにより下校できない場合は学校で待機

教職員

- 通常通り、出勤する
- ※場合により、保護者等に電話等により、学校の対応を伝える

管理職

- 地震発生場所、震度等により、対応を検討する
- 通学に関わる交通インフラの状況確認指示
- ※場合により、保護者等にすぐーるで、学校の対応などを情報発信する

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表

状況に対応しながら通常の学校運営を維持

「南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)」呼びかけ中は、不急の校外活動の延期を検討するなど、即時避難が可能な活動内容に限定するとともに、避難経路を確保する等、巨大地震発生に最大限の注意を払う

児童生徒

- 通常通り、出勤する
- ※場合により、保護者等に電話等により、学校の対応を伝える

教職員

- 通常通り、出勤する
- すべての施設の安全点検を行う
- 児童生徒に対して、通学時に被災した場合の注意事項を伝える

管理職

- 地震発生場所、震度等により、対応を検討する
- 通学に関わる交通インフラの状況確認指示
- すぐーるで、家庭へ連絡する
- ※注意喚起及び発災時の安否確認等に関する連絡

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表

原則、1週間の休校(ただし、地域の状況によっては3日程度で再開することもある)

発表より1週間後(巨大地震警戒の呼びかけ終了後)に学校再開
・すでに学校を再開している場合も含め、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」の項に準じて、「南海トラフ地震臨時情報」の呼びかけが終わるまで対応

◎印は、授業中に「巨大地震警戒」が発令され、校区周辺及び児童生徒自宅近辺に大津波警報、津波警報発令中の場合の対応

児童生徒

- 休校(自宅待機)
- ◎原則、解除まで学校で待機

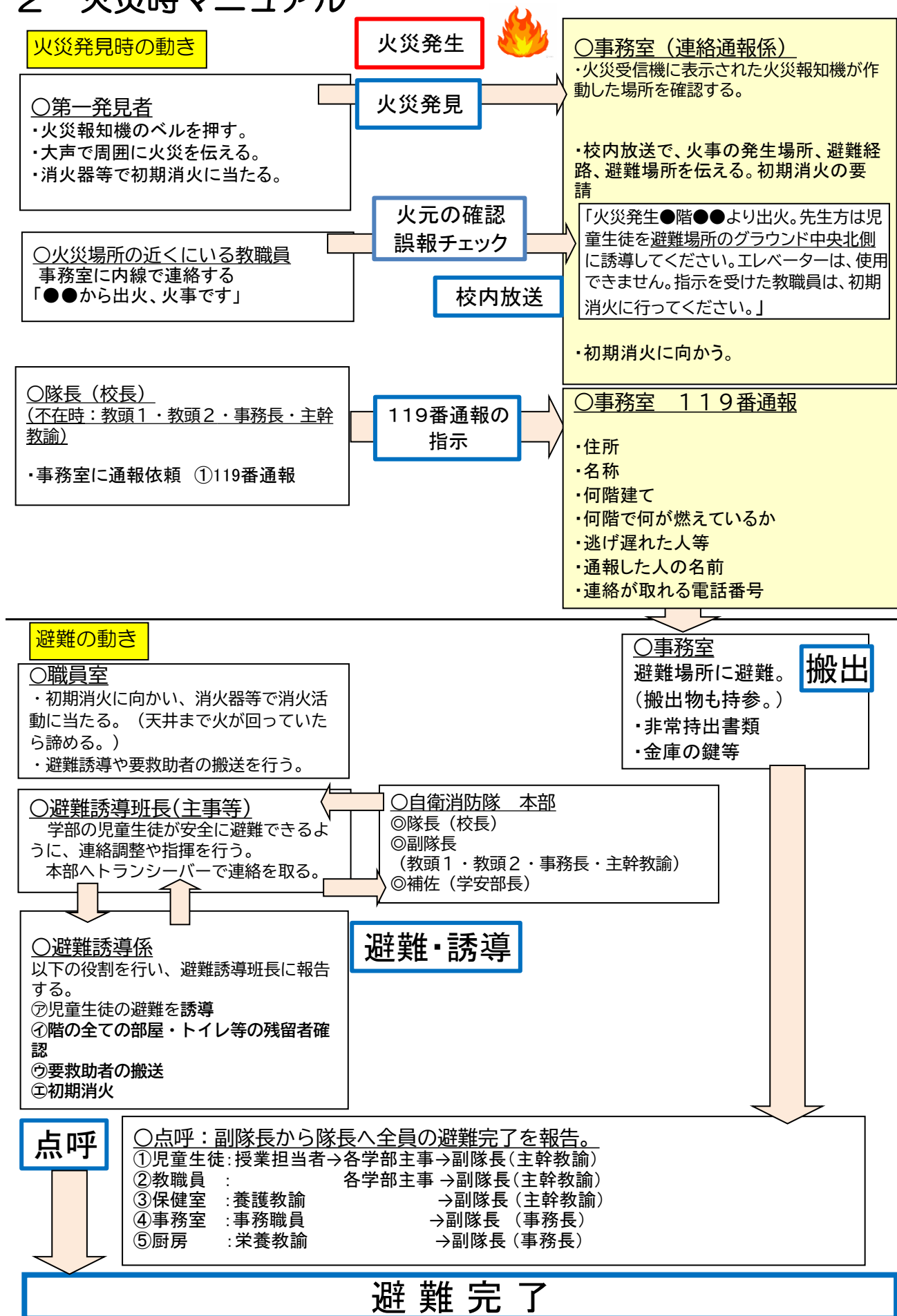
教職員

- 通常通り、出勤する
- ◎児童生徒の安全を確保し、場合によっては、保護者等へ電話で「連絡する」
- ※児童生徒は、原則、解除まで学校で待機させ、引き渡し等のタイミングを保護者等に伝えるとともに、災害に関する情報を提供し、避難行動を促す
- ※下校時の安全が確保されていない場合は、原則、学校に待機

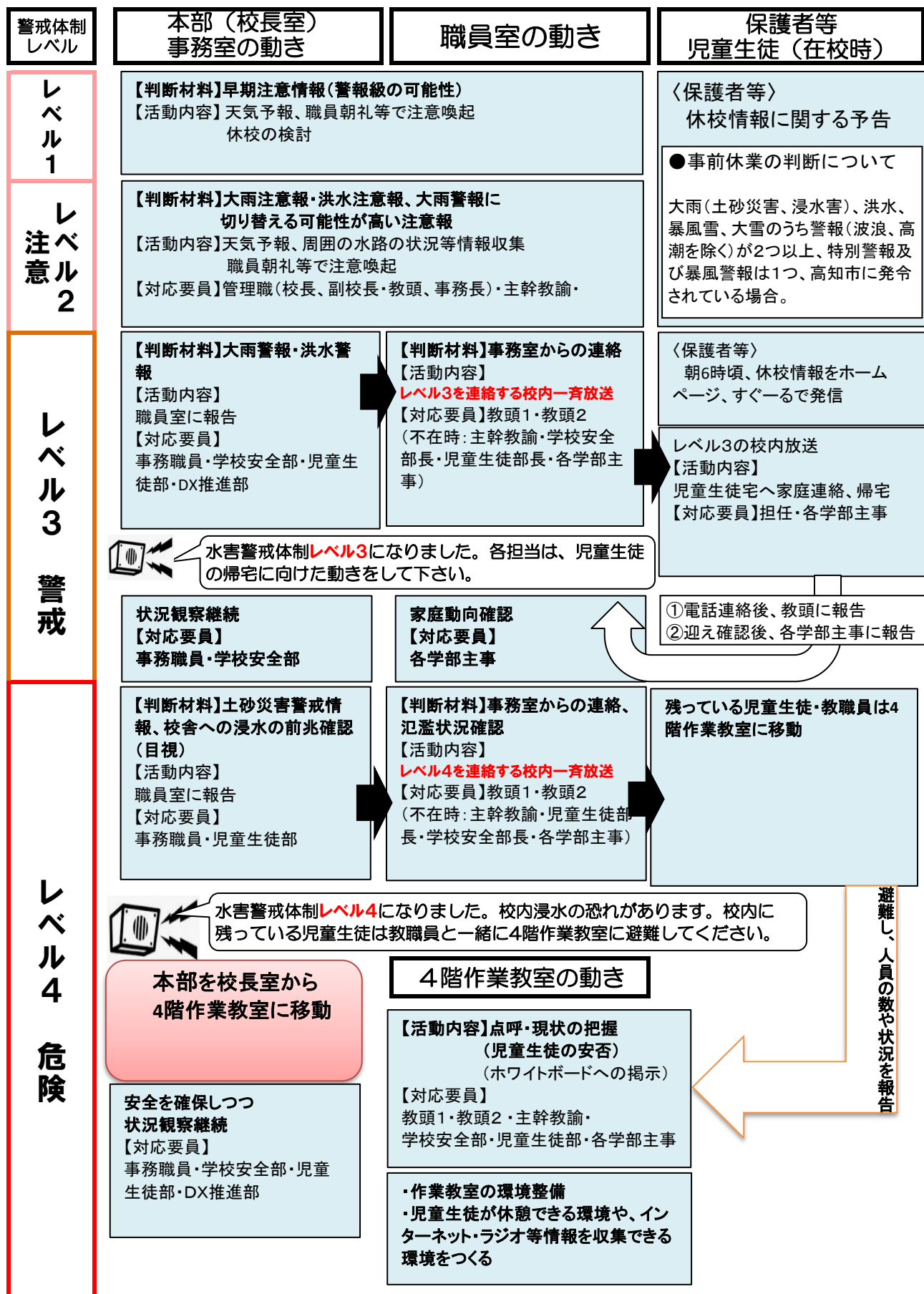
管理職

- 地震発生場所、震度等により、対応を検討する
- ※3日程度で学校再開を検討する
- 通学に関わる交通インフラの状況確認指示
- すぐーるで、保護者等へ連絡する
- ※注意喚起及び発災時の安否確認等に関する連絡
- ◎すぐーるで、保護者等へ連絡する
- ※児童生徒は、原則、解除まで学校で待機させ、引き渡し等のタイミングを保護者等に伝えるとともに、災害に関する情報を提供し、避難行動を促す
- ※下校時の安全が確保されていない場合は、原則、学校に待機

2 火災時マニュアル

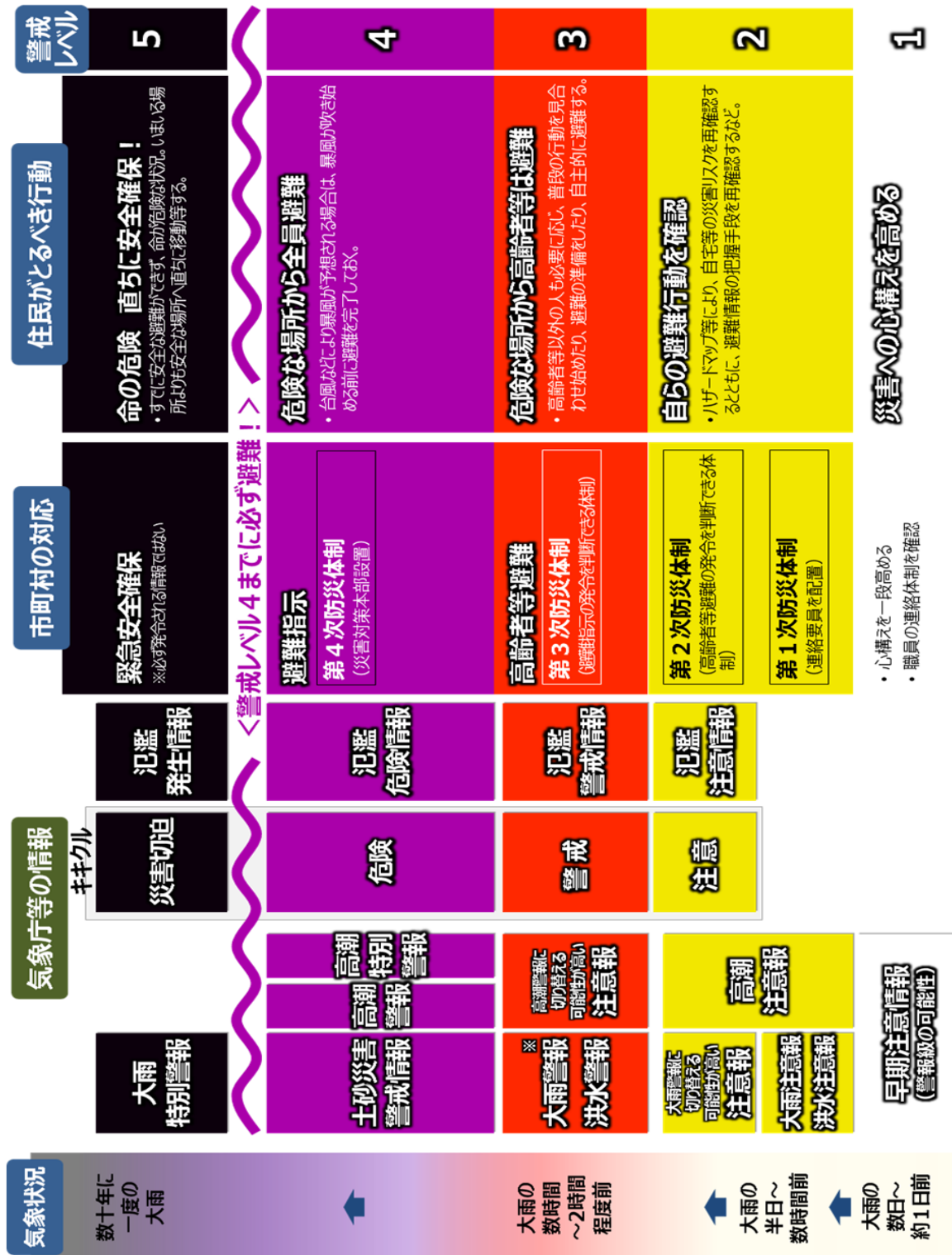


3 水害時マニュアル



段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

(気象庁ホームページより抜粋)



※ 夜間～翌日早期に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意情報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

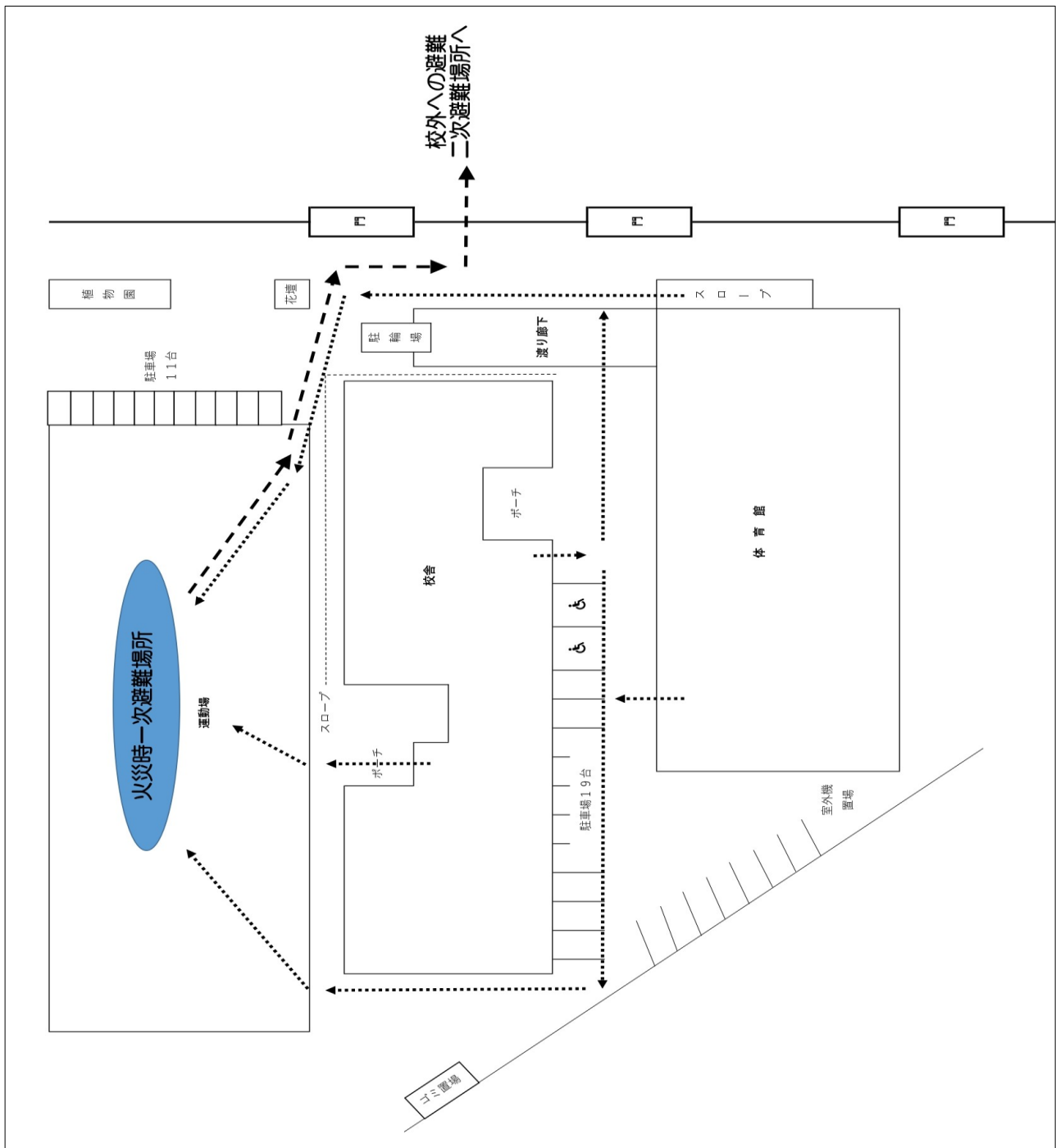
「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

避難誘導員の位置



- * 最寄りの一次避難場所に集合する。
- * 一次避難場所から二次避難場所への経路は、地震後の校舎の安全確認の後に示される情報に従って決定する。【基本は垂直（最上階への）避難】
- * 地震後、火災発生の場合は一次避難場所より火災時の避難経路に準じて運動場中央部北側に避難し、状況に応じて指示された火災時の二次避難場所（校外）へ移動する。
- * 洪水による浸水の場合、1階の者はこの《地震》避難経路に準じて2階へ避難する（2階以上はその場で待機）。

5 避難経路(火災) 学校平面図



- * 地震後、火災発生の場合は運動場中央部北側へ避難する。避難経路は放送等によって示される情報に従う。1階からは最寄りの出口より上履きのまま避難する。
- * 火災発生時、体育館にいた場合は体育館玄関より上履きのまま避難する。その際、放送を聞き、火元より離れた経路で避難する。
- * 二次避難場所（校外）は状況を勘案して決定する。（参考 学校周辺の津波浸水予測時間〈浸水深 30cm、地震後60分以上〉）

6 不審者対応マニュアル

不審者発見

※ 正当な理由がない、指示に従わない、話を通じない⇒対応、通報(非常通報ボタン)職員室or事務室

発見者

○退去を求める→〈退去した〉⇒職員室(管理職)に連絡⇒警察、県教委へ通報、連絡

※ 退去後に再び戻ってこないか警察が到着するまで監視する(複数で行う)

※ 不審者の特徴を記録する(性別、身長、体格、髪型、服装、眼鏡使用の有無など)⇒警察へ報告

→〈退去しない〉⇒事務室前で留める⇒職員室(管理職)に連絡⇒対応、通報、連絡

管理職+
教職員
3名以上

○管理職は教員3名以上と対応に向かう⇒退去を求める(事務室前より移動させない)

※ なるべく多人数で向かう 刺股、警棒、または箒など不審者との距離を取れるものを持つ

管理職

○不審者のいる場所を勘案し、児童生徒の避難場所(方法)を決定

○校内緊急放送を指示(事務職員、または職員室内の職員)

校内緊急放送

「江の口部長、江の口部長、〇〇までお願いします」 2回繰り返す

※ 江の口部長 = 不審者侵入の隠語 〇〇 = 不審者が居る場所

※ →〈上がりこみ、移動を始める〉⇒不審者を空き部屋(校長室)へ誘導隔離を試みる

放送を聞いたら直ちに対応行動！！

授業担当

○教室を施錠する。

※ 不審者が近くにいない場合、近隣の教室と合流し施錠する。複数教員で児童生徒対応にあたる。

職員室内
の教職員

○できる限り不審者の暴力・移動の阻止を応援する(児童生徒の安全確保が最優先)

※ 1階に留めて上階へ上げない 隅や空き部屋に追い詰める 確保、制圧までの無理はしない

管理職

○管理職は常に情報を共有しながら、状況に応じて新たな指示を出す

例: 不審者が校内を移動し始めた⇒校内放送で追加の連絡の検討

警察到着(不審者の警察への引き渡し)

※ 全ての児童生徒、教職員の安全確認を行う(必要に応じて体育館など一カ所に集める)⇒不明者の搜索

※ 児童生徒の健康状態を把握する(学級担任は、健康観察様式に記入し、養護教諭を通じて管理職に提示)

※ 負傷者がいる場合⇒119番通報(救急車には教職員が同乗する)

※ 家庭や関係機関と連絡を取り、事後の対応を行う

★ 非常通報ボタン(警察)

① 事務室西壁(事務長席の向こう側 火災通報装置類の下方)

② 職員室西壁(高等部の島の向こう側 チャイム機器の下方)

※ 日常よりできるだけ携帯電話の所持を心掛ける(防犯、防災、緊急連絡用)

★ 刺股・事務室1・給湯室1・職員室1(西出入口)・3階倉庫1・4階高等部教材室1

★ 警棒・事務室2・校長室1・職員室2(東西出入り口)

不審者の侵入を未然に防ぐための取組

本校では、以下の３段階で不審者の侵入を未然に防ぐ取組を行います。

A 校門

○校門横のフェンスに案内看板を設置し、来訪者を制限する。

関係者以外の立入りをお断りします。

○夜間閉門、授業中の北門閉門

B 校門から校舎入口

○入校後すぐの位置に案内看板を設置し、事務（受付）へ誘導を促す。

ご用の方は、事務（受付）までお越しください。

C 校舎への入口

○正面玄関では、来校者に声をかけ、名簿記載や名札の着用をお願いし、来校者の管理を行う。

なお、正面玄関以外の入口（北口玄関）は、原則、施錠する。

7 弾道ミサイルへの対応

弾道ミサイル落下時の基本行動について

(内閣官房国民保護ポータルサイトより一部抜粋)



弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国から緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線から特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** 近くの建物の中か地下に避難
- 建物がいない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

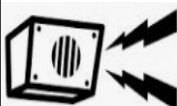
学校平常時における弾道ミサイルへの対応

Jアラート情報



Jアラート（例） 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

Jアラートを確認した教職員は、その内容を管理職等に伝え、端的に管理職等が**校内放送（内線900）**で伝える



弾道ミサイルが発射されたようです。
ただちに窓から離れて身を守る体勢をとってください。
(2回繰り返す)

日本国内落下の可能性

日本上空を通過

日本上の領海外の 海域に落下

校舎内の対応

- ・窓から離れて、床に伏せあるいはなるべく身をかがめて頭部を守る
- ・机の下に入って頭部を守る



姿勢の一例

校舎外の対応

- ・建物内、地下に避難。
- ・難しい場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せ、頭部を守る。

再度放送が入るまで、屋内避難を続行

ミサイル通過情報

落下場所の情報

職員室等で情報確認
通過・落下場所等の情報を
管理職等が**校内放送（内
線900）**で伝える



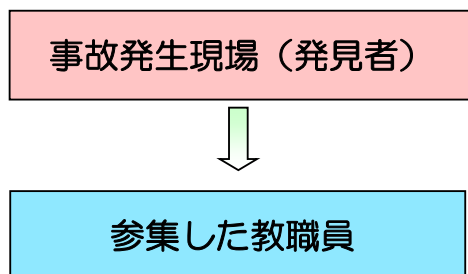
追加情報 or 避難解除
ミサイルが○時○分頃、●●県●●付近に落下。
避難継続 ・ 避難解除 してください。(2回繰り返す)

- 授業者は、児童生徒から離れず落ちついて安全な場所へ誘導する。
- 管理職（不在時は職員室にいた教職員）は緊急情報や追加情報を、校内に伝え指示する。
事務職員は事務室のテレビでも情報を集め、管理職に連絡する。
- 近くに落下した場合、屋内では換気扇を止め窓を閉め、外気が室内に入らないように目張りをする。
屋外では、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 負傷者がいる場合は、救命救急マニュアル(p28)に準じて行動。管理職から教育委員会に報告する。

8 救命救急対応

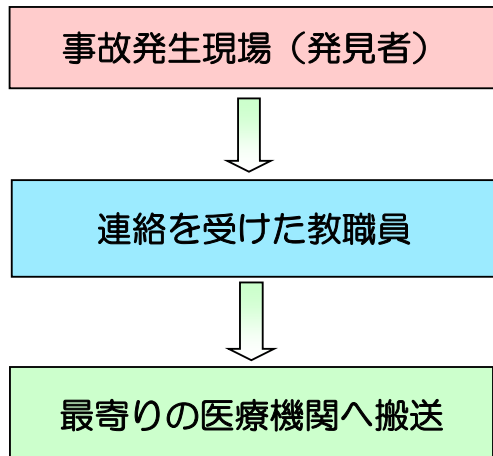
(1) 発見から救急要請までの連絡

【校内】



- ・ 協力者を呼び（スタットコール 全校放送９００）
- ・ 心肺蘇生をする
- ・ 救急車（１１９）を呼び
- ・ 教頭：保護者等に連絡する

【校外学習時】



- ・ 同行している他の教職員を呼び
- ・ 救急処置を行う
- ・ 救急車（１１９）を呼び
- ・ 学校（８０２－５５７７）へ連絡する
- ・ 引率者が付き添う
- ・ 学校から病院及び現地へ応援に行く

救命救急マニュアル

大出血・意識不明・呼吸の異常・アナフィラキシーショックなど

大声 or 全校放送(900)

「スタートコール。〇〇クラスへ来てください。※3回」

様子が

おかしい!!

第一発見者

- ★大声(or 全校放送)で人を呼ぶ。
- ★**胸骨圧迫** (★**エピペン**注射)
※救急隊に渡すまで
- ★「AEDを取ってきてください。」
- ★「救急車を呼んでください。」
- ★救急隊へ発生状況を報告する。

参集者(とにかく駆けつける)

- ★**アクションカードを配付**
＝リーダーになって現場を指揮する。
- ★AEDを取ってきて装着する。
- ★119番にかける。※現場からスマホで!
- ★胸骨圧迫を交代する。
- ★ほかの児童生徒を移動させる。

アクションカードで動く

- ①救急グッズを取ってくる。
- ②救急隊を誘導する。
- ③ホワイトボードに記録する。
- ④保護者へ連絡する。
- ⑤救急車に同乗する。

人数が確保されれば
その他の者は解散

【養護教諭・学校看護師・その他】
★容体の観察
★救急隊へ処置内容の報告

(3)アクションカード その1

〈①-1の裏面〉

①-1 AEDの設置場所：職員室前
体育館1階

AEDを取ってくる。

現場に到着したら

直ちに装着、解析を開始する。

裏あり

**胸骨圧迫(2分間目安)
救急車到着まで継続する**

※電源を入れる→パッドを貼る→音声ガイダンスに従う。
※意識・呼吸に注意しながら交代で行う。

アクションカード①-1裏

〈①-2の裏面〉

①-2

119番通報する。

携帯電話(スマホ等)でかける。

・電話がつながったら、第一発見者に代わる。
・手当にあたる。

裏あり

高知市大原町120番地5
高知江の口特別支援学校 本校

Tel 088-802-5577
Fax 088-802-5588

アクションカード①-2裏

〈①-3の裏面〉

①-3

リーダーを宣言する

・アクションカード(①~⑤)を配る
・進捗を把握する

裏あり

アクションカード(①~⑤)の内容

① 保健室から①救急グッズ、②個人ファイルを取ってくる
② 現場まで救急隊を誘導する
③ ホワイトボードに記録する
④ 教頭(養教・主事・主任)に「保護者連絡カード」を渡す
⑤ 第一発見者(又は担任)に「救急車同乗カード」を渡す

アクションカード①-3裏

① リーダーが渡す

**保健室から
①救急グッズ、②個人ファイルを取ってくる。**

現場に到着したら
必要な手当てを行う。

② リーダーが渡す

**現場まで
救急隊を誘導する。**

事務と協力して誘導の準備をする。

(3)アクションカード その2

< ③の裏面 >

③ リーダーが渡す

ホワイトボードに記録する。
※該当児童生徒の氏名を明記
※処置等の時間を記録

ホワイトボードの記録は、写真に撮って残す。

裏あり

学校が行った対応を時系列に記入！
(例)

- ・ 発生時刻 他
- ・ 胸骨圧迫(開始・交代・終了)
- ・ AED(到着・使用・終了)
- ・ 救急車(要請・到着)
- ・ 意識・呼吸・けいれん・外傷等の処置など
- ・ その他学校が行った対応

アクションカード③裏

< ④の裏面 >

④ リーダーが渡す

保護者連絡カード

**教頭(養教・主事・主任)に
このカードを渡す。**

※教頭(養教・主事・主任)は、裏面を確認する

裏あり

※保険証の持参依頼、医療機関到着予定時刻の確認

- ① 記録と「個人ファイル」等を手元に準備する。
(連絡後、「個人ファイル」は、救急車同乗者に渡す。)
- ② 現在の状況と状態 (自己判断や推測を含めない。)
- ③ 事故発生の状況、症状、学校がとった対応
- ④ 搬送先について:
「搬送先の希望は〇〇病院ですね。」
「病院が決まったらすぐにまた連絡します。」
- ⑤ 受診に際して必要なもの(保険証等)と携帯電話の持参をお願いします。

アクションカード④裏

< ⑤の裏面 >

⑤ リーダーが渡す

救急車同乗カード

**第一発見者(又は担任)に
このカードを渡す。**

※第一発見者は、裏面を確認する

裏あり

救急車に同乗する。

持参物

- ① 「個人ファイル」(保健室から現場に持参しているもの)
- ② 緊急対応の記録(ホワイトボード)を写メ)
- ③ 携帯電話
(車内から随時更新情報を教頭もしくは学校へ連絡すること)

高知江の口特別支援学校 本校

高知市大原町120番地5
Tel 088-802-5577
Fax 088-802-5588

アクションカード⑤裏

Ⅲ 災害発生後の対応

1 災害後安全確認チェックリスト

1 建物の外観や周辺環境に関する確認

1	建物に歪みや傾きはないか。	ある	ない
2	隣接する建物等が傾き、避難スペースに倒れこむ危険はないか。	ある	ない
3	建物の基盤(基礎)が壊れていないか。	ある	ない
4	建物に関わる鉄骨等が壊れたり、変形したりしていないか。	ある	ない
5	外壁、庇等が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか。	ある	ない
6	窓ガラスの割れ、サッシ等の歪みなど危険を強く感じる点がないか。	ある	ない
7	周辺で地滑り、がけ崩れ、液状化、地盤沈下等が見られないか。	ある	ない

2 建物内部における確認

1	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか。	ある	ない
2	柱が折れたり、割れたりしていないか。	ある	ない
3	内壁に大きなひび割れ、崩れ落ちがないか。	ある	ない
4	ゆがんで開閉できない扉がないか。	ある	ない
5	天井部材、照明器具等の落下はないか。	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難場所（避難スペース）として使用できない。
速やかに他の避難スペースを確保するか、別の安全な避難場所へ移動すること。

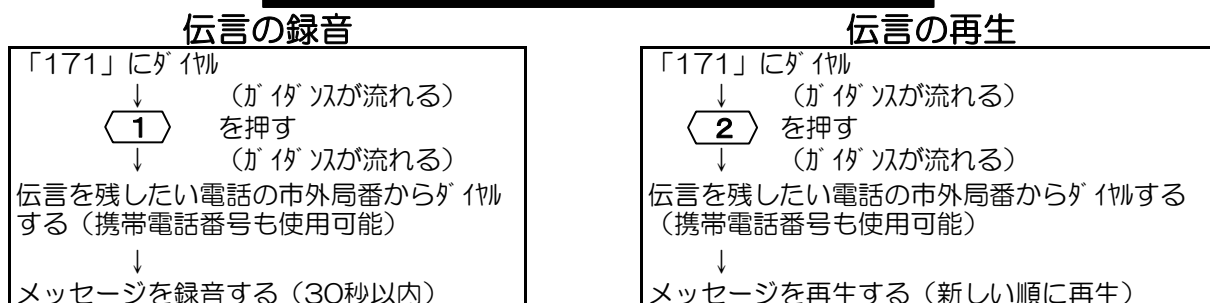
2 災害用伝言ダイヤル等

① 災害用伝言ダイヤル「171」（イナイ）について 【自宅の電話・公衆電話・携帯電話から】一般的な使用方法

NTT災害用伝言ダイヤルは、地震（震度6弱以上）などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働される。

地震発生後にテレビやラジオなどで、「171」サービスの開始の報道があり、その後利用できる。事前契約は不要で、あらゆる電話での利用が可能である。

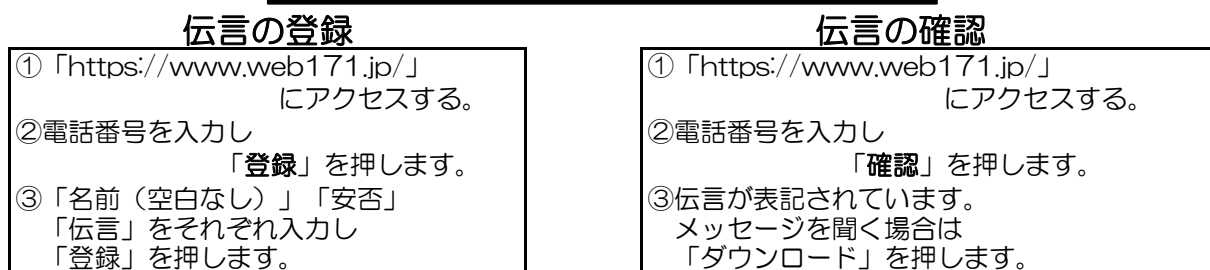
171災害用伝言ダイヤル



② 災害用伝言板「web171」の使用方法について

災害用伝言板は、地震（震度6弱以上）などの災害の発生により、サービスが稼働される。

web171災害用伝言板



③ 本校における学校から保護者等に対する 171災害伝言ダイヤル・伝言板web171の使用例

【児童生徒 在学時に発災】 ●災害発生時に被災後一定の時間が経過し、保護者等への引き渡しが見込まれる時間になっても保護者等と連絡が取れない場合にメッセージを残す。
【連絡方法・連絡先】 171 (web171) → 1 (登録) ・保護者等の緊急連絡先①の電話番号 【連絡内容】 ①児童生徒や学校周辺の現状を伝える ②お迎えのめど等を折り返し学校代表の電話番号（088-802-5577）へ入れてもらうようにメッセージを残す
●学校再開の連絡（通常の通話がまだ利用できない場合）
【連絡方法・連絡先】 171 (web171) → 1 (登録) ・保護者等の緊急連絡先①の電話番号 【連絡内容】 ①学校再開予定日等を伝える ②児童生徒や保護者等の状況を含め通学できる状態か等 学校代表の電話番号（088-802-5577）へ連絡または伝言を入れてもらうようにメッセージを残す

【参考資料】

○伝言ダイヤルとweb伝言板のシステムには互換性があり、ダイヤルで録音したものは伝言板でボタンを押すと再生され、伝言板で入力したものはダイヤルで聞くことができるようになっている。どちらからでも伝言を入れたり確認したりできるので、環境に応じて選択できる。

○体験利用日

毎月1日及び15日 00:00～24:00
正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

○提供条件

伝言録音時間：30秒 / web文字数100
伝言保存期間：体験利用期間終了まで
伝言蓄積数：20伝言

3 保護者等への引き渡し

	時期 流れ	準備・対応事項	具体的内容	確認・配慮事項
事前準備	3月中旬	・担任は、学年末懇談で、学校に保管している「災害時児童・生徒引き取り者情報調査票」を確認する。	優先順位／引き取り者の氏名／児童・生徒との関係／住所／電話番号	「災害時児童・生徒引き取り者情報調査票」の変更がある場合は作成し直す。 - 引き取り者が変更した場合は、保護者等で「災害時児童・生徒引き渡しカード」の入れ替えをしていただく。 - 在校生で変更がない場合は、配布済みの災害時児童・生徒引き渡しカードを継続利用する。
	4月上旬	①保護者等は、（担任経由で）学校安全部に「災害時児童・生徒引き取り者情報調査票」を提出 ②学校安全部は（担任経由で「災害時児童・生徒引き渡しカード」を保護者等に配布する。		- 記入漏れがないか確認する。 - 確認後はコピーをとり、コピーはファイルに綴じる。（職員室金庫保管） - 一覧表を作成し、校長室の災害対策リュックに保管する。
	5月末	③保護者等に対する危機管理マニュアルの周知	地震発生時の引き渡しの手順や通信手段等、本校の災害時の対応について	・PTA総会で資料配布。欠席者には後日文書配布で伝える。
	通年	・転入生には「災害時児童・生徒引き取り者情報調査票」、「災害時児童・生徒引き渡しカード」（p.31参照）について説明し、様式を配布する。	優先順位／引き取り者の氏名／児童・生徒との関係／住所／電話番号	様式は、学校安全部より担任に配布する。付属して、引き渡しの手順や基本的なルールについてマニュアルから抜粋したものも合わせて記載する。
				引き取り者が変更した場合は、保護者等で「災害時児童・生徒引き渡しカード」の入れ替えをしていただく。
災害時	引き渡しの条件等	①引き渡し基準 津波が来る可能性がなく安全に迎えに来ることが確認できてから	- 自宅等への経路上に津波等の危険に関する情報が出されていない。 - 事前に迎えに来る人としてカードに記名されているが引き取りに来ている。	- 担任は、引き渡し基準を保護者等と一緒に確認し、迎えに来る人として記名されていない方への引き渡しは、原則行わないことを確認する。 - 安全に移動できる状況が整うまでは、学校で待機してもらう。
		②連絡のつかない保護者等への対応	・他の児童生徒の引き渡しが進んでも、引き取り者が来ない場合には連絡する。	・災害用伝言ダイヤル1717等を活用する。
	引き渡しの手順	①引き取り者の確認	・保護者対応教員は、受付教員と一緒に、「災害時児童・生徒引き取り者情報調査票」と保護者等の「災害時児童・生徒引き渡しカード」を照合する。	- 引き取り者の氏名、児童・生徒との関係、住所、電話番号を口頭で確認し、照合する。 - 照合が終了したら、「災害時児童・生徒引き渡しカード」は、保護者等に返却する。
		②引き取り後の滞り場所の確認	・引き取り者は、災害時児童・生徒引き取り者情報調査票に、記入する。	・変更がある場合には、災害用伝言ダイヤル1717等を活用し、学校へ連絡するように伝える。
		③引き取り者と保護者対応教員が署名	・災害時児童・生徒引き取り者情報調査票に署名する。	
		④引き渡し完了	- 学級担任は、児童生徒の健康を観察し様式に記入して、養護教諭を通じて管理職に提示（保護者対応教員に情報共有） - 保護者対応教員が、児童生徒の健康状態を確認し、児童生徒を受付に連れて来る。 - 保護者対応教員が、引き取り者に、児童生徒の健康状態を伝え、引き渡す。	・学校再開時には、今回確認した連絡先または緊急連絡先①に連絡をすることを伝える。
事後対応		①引き渡し状況の集約	・災害対策本部が情報を集約する。	・教育委員会に報告する。
		②残った児童生徒の保護	- 待機児童生徒の心身に気を配り、食料等を確保する。 - 児童生徒の健康を観察し様式に記入して、養護教諭を通じて管理職に提示する。	・災害用伝言ダイヤル1717等を活用し、保護者等への連絡を継続する。

(1)災害時児童・生徒引き渡しカード・災害時児童・生徒引き取り者 情報調査票

【災害時児童・生徒引き渡しカード】

【表】

高知県立高知江の口特別支援学校 災害時児童・生徒 引き渡しカード
カード番号
児童・生徒名 — ①
有効期限: 各学部在学期間中
高知県立高知江の口特別支援学校 088-802-5577 〒780-8031 高知市大原町120番地5

【裏】

カードの取り扱いについて
①引き渡し時は、必ずカードを持参ください。 ②紛失、引き取り者や住所・電話番号などを変更する場合は、すぐにお知らせください。
安否確認の方法(災害伝言ダイヤル171)
【学校からの伝言を確認する】 171に電話 → 2を押す → 学校の電話番号を市外局番から押す → 学校からの伝言を聞く
【学校に安否(伝言)を伝える】 171に電話 → 1を押す → 学校の電話番号を市外局番から押す → 安否について伝言を入れる

【カードがない場合の引き渡しについて】

原則、児童生徒の引き渡しは行いません。カードがない場合は、公的身分証明書(運転免許証や保険証など)を提示していただき、こちらがカードを配付した(名簿に名前がある)方であることが確認できれば引き渡しを行います。その際に、公的身分証明書の番号などを控えさせていただきます。

【カードの譲渡・引き取りの代行について】

カードの譲渡は行わないでください。また、安全かつ正確に引き渡しを行うために、カードを配付された方が必ずお迎えに来てください。本来カードを配付されていない(名簿に名前が

【災害時児童・生徒引き取り者情報調査票】

災害時児童・生徒引き取り者情報調査票

児童・生徒氏名 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
記入者氏名 _____

災害時に迎えに来られる方の調査です。

以下に記入された方に災害時児童・生徒引き渡しカードを発行します。(太枠部は記入の必要はありません)

- ・新・転入生は、カードを新規に作成します。
- ・新入生以外は、既に配付しているカードを在学中継続使用します。なお、記載内容が変わった場合は速やかにご連絡願います。
- ・親族以外の方を記入される場合、その方にカードの主旨と引き取り方法についての説明をお願いします。

優先 順位	氏 名	児童・生徒 との関係	住 所	電話番号
①				
②				
③				
*引き渡し日時 月 日 時 分 (対応教員名)				
*確認したもの カード① ② ③ その他 ()				
*引き渡し後の滞在場所 自宅 ・ 自宅以外()				

引き取り者の署名

※ p.33の「保護者等への引き渡し」をご覧ください。

4 心のケア

(1) 児童生徒の心のケア

①心身の健康状態の把握

校長は、各教職員に以下の対応を指示して、すべての児童生徒の心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「災害等発生後の健康観察様式」を用い、健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者等と連絡をとって児童生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任は、学校再開直前までに、保護者等から「災害等発生後の身体状況等調査票」の内容について情報を聞き取る（方法については、「すぐーる」での発出、若しくは、電話で聞き取りなど）。学級担任は、内容を確認の上、「災害等発生後の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報及び保健室を訪れる児童生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び児童生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：児童生徒を注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

②トラウマ反応への対応

<トラウマ体験者の反応>

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック	●分離不安・退行（赤ちゃん返り）
行動	●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷）	●イライラ ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状 等	
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル 等	●罪悪感 ●自尊感情の低下
学習	●成績低下	●宿題忘れ

危機発生直後、下記の点に留意して対応する。

- 穏やかに子どものそばに寄り添う。
- 「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- ・子どもの話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子どもが理解できる言葉で現在の状況を説明する。根掘り葉掘り聞いたり、詳細に説明しすぎたりするのは逆効果。
- ・不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合、体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促してあげる。
- ・子どもが失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝える。

③心のケア委員会の設置

校長は、（１）に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を設置する。

構成員	＊校長 ＊教頭１ ＊教頭２ ＊主幹教諭 ＊教育相談部長 ＊児童生徒部長 ＊保健主事 ＊養護教諭 ＊当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 ＊スクールカウンセラー ＊スクールソーシャルワーカー ＊学校医
協議・ 検討事項	＊児童生徒の健康状態に関する情報の把握・共有 ＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ＊保護者等からの相談窓口設置の要否 ＊教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

④関係機関等との連携

校長は、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。なお、その際には、児童生徒及び保護者等から了解を得ること。

◆ 危機発生時の健康観察様式

学級担任が、児童生徒の健康状態を把握する

災害等発生後の健康観察様式

年 組 氏名 (記入日: 記入者:)

調査項目 あてはまる場合、日常欄・危機発生時欄に○印を記入		要 配 慮 者	日 常	危機発生後			
				月 日	月 日	月 日	月 日
児 童 生 徒 の 訴 え	食欲がない						
	眠れない						
	眠れない						
	眠気が強い、うとうとする						
	体の痛み(頭が痛い、おなかが痛いなど)						
	吐き気がする						
	下痢をしている						
	皮膚がかゆい						
	家に帰りたくない						
	学校に行きたくない						
	怖いことや心配事がある						
	観 察 さ れ る 状 態	落ち着きがない					
ぼんやりすることが多い							
イライラしている							
元気がなく、意欲が低下している							
ハイテンションである							
余り話さなくなった							
物音に敏感になる							
人が違ったように見えることがある							
こだわりが強くなる							
発作の回数が増える							
パニックの回数が増える							
体重減少あるいは急激な体重増加							
そ の 他	薬の服用ができない						
	いつもの様子と違う(記述)						

①「日常」欄には、日頃の様子を思い出してあてはまる項目に○印を記入。「危機発生後」欄には、危機発生後に観察し、日付を記載した上で、あてはまる項目に○印を記入。

②要配慮者欄に以下の記号が入っている項目については、下記に該当する児童生徒は特に注意深く観察する(障害に応じて出やすい症状や変化に注目した項目であるため)。

知:知的障害 自:自閉症 て:てんかん 心:心疾患 糖:糖尿病 他:その他の疾患・障害

③項目以外でも、いつもと違う様子があれば「その他」欄に記録する。

④「日常」欄と「危機発生時」欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要。

⑤結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討する。

◆ 児童生徒等の身体状況等調査票様式

災害等発生後の身体状況等調査票

保護者等が記入し、 月 日までに学級担任に提出してください。

学級担任が、学校再開直前までに保護者等から情報を収集

記入日 令和 年 月 日

		学年	組	児童生徒氏名		
記入者(○印)		父・母・祖父・祖母・その他(具体的に: _____)				
児童生徒の様子 (a~fは、それぞれ1~4を選んで○印)		1 ない	2 あまりない	3 少しある	4 とてもある	3、4に○をつけた場合、具体的な様子を記入
a	食欲がない。	1	2	3	4	
b	眠れない。怖い夢を見る。 夜中に何度も目が覚めが覚める。	1	2	3	4	
c	おねしょなどの退行現象がある。 (指しゃぶり・甘え・赤ちゃん言葉など)	1	2	3	4	
d	学校に行きたがらない。 外出したがらない。	1	2	3	4	
e	よく泣く。小さな音にも敏感に反応する。	1	2	3	4	
f	頭痛や腹痛(おう吐・下痢)を頻繁に訴える。	1	2	3	4	
g	その他(災害前と比べて変わったようす、気になるようすなど)					
ご家庭等の状況(家族・親戚や自宅の被害状況、災害による保護者等の仕事への影響など、差し支えない範囲で)						
その他気になること(地域の状況、他の児童生徒のことなど)						

（２）教職員の心のケア

①管理職の対応

校長は、以下の例を参考に、教職員が過度なストレス状況にならないよう配慮する。

（例）

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。
- 子どもに関する情報共有や自分の体験、それに伴う感情を語り合う機会を設ける。

②教職員の対応

教職員は、災害等が発生した後に児童生徒への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点に心がける。

- 一人で抱え込まない。
- 相談・受診をためらわない。
- 気分転換を取り入れる。
- 自分自身や同僚を注意深く観察し、できるだけ早期に発見して休息や相談につなげる。

Ⅳ 災害時備蓄品・防災用品等

1 備蓄品・防災用品等

	数量（一人当たり）	保管場所
食料	1日3食 5日分	4階備蓄倉庫
水	1日3リットル 5日分	4階備蓄倉庫
便袋	1日1枚 5日分	4階備蓄倉庫
毛布	1人1枚	4階備蓄倉庫
ヘルメット	1人1個	各教室、職員室等

	数量	保管場所
乾電池ラジオ	1個	事務室
緊急警報対応ラジオ	1個	事務室
衛生可搬端末	1台	事務室

	在庫数量	保管場所
生理用品	430枚	4階備蓄倉庫
発電機	1台	4階備蓄倉庫
リヤカー	1台	外倉庫横
防災用救急箱セット	1個	4階備蓄倉庫
テント（トイレ用）	2張	4階備蓄倉庫
防災ボート	1槽	外倉庫横
ランタン	34個	4階備蓄倉庫
担架	1台	事務室
救助用工具セット	1セット	玄関

2 救急グッズ（保健室アルミケース）

※保健室入口横のワゴンの上に準備している

	品 名	規格など
1	連絡票・ボールペン・メモ帳	
2	電子体温計	接触6本、非接触1本
3	電子血圧計	1個
4	パルスオキシメーター	1個
5	AEDグッズ	はさみ、カミソリ、ゴム手袋、タオル、ガーゼ、蘇生マウスピース
6	目隠し用白布	1枚
7	聴診器	1個
8	セッシ	1本
9	はさみ	ステンレス1本
10	医療用剪刀	鈍先1本、鋭先1本
11	異物用セッシ	1本
12	ポイズンリムーバー	1個
13	保護メガネ	1個
14	タオル	2枚
15	ルーペ	1個
16	ゴム手袋	M3つ、L3つ
17	マスク	3枚
18	三角巾	1枚
19	ガーゼ	30枚
20	ケープイン	大5枚・小5枚
21	伸縮包帯	(5cm×4.5m)×1個
22	清浄綿	5枚
23	綿棒	10本
24	粘着包帯	(3.5cm×5.5m)×1個
25	傷当てパット	2枚
26	アルコール綿	15枚
27	カット綿	1袋
28	鼻ポン	10コ
29	ポケットティッシュ	1個
30	ビニール袋	20L×20枚

V 別添資料

教職員が自らの安全を確保するために必要な対策・行動

～児童生徒の命を守るために～

高知県では、「自分の命は自分で守る力」の育成を、防災教育の目標に掲げています。

このことは、児童生徒はもとより、教職員自身も身に付けておくべき資質・能力です。

児童生徒の命を守るためには、教職員自らが安全でなければなりません。教職員自身が自らの安全を確保し、児童生徒への支援のできる態勢にあることが重要です。

教職員が自らの安全を確保するために必要な主な対策や行動を、下記にまとめています。こうした点を各自が意識し、日頃から実行しておきましょう。

このことが、ひいては、児童生徒の命を守ることに繋がります。



チェック	実行しておくべき対策や行動
【学校において】	
	学校や校区の災害想定を知っている。
	校舎内外の施設・設備の安全点検を、災害リスクの観点からも行っている。
	落下・転倒防止やガラス飛散防止等、必要な安全対策を講じている。
	特別教室（理科室・調理室・音楽室等）や体育館等、普通教室とは違う場所でのリスクを把握している。
	避難場所や避難経路の状況を把握し、安全点検をしている（危険箇所や障害物がないか）。
	学校内の AED や消火器の設置場所を知っている。
	地震発生時の児童生徒の行動が想像できる。
	配慮の必要な児童生徒への対応を想定している。
	地震が発生したときに、自身の身を守る行動がとれる。 ※「（ものが）落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せる
	自校の危機管理マニュアルに基づく対応を把握し、自分の役割を理解している。
	避難訓練の際には、自身の安全確保を図りつつ、児童生徒の避難指示や誘導を行っている。
	訓練後の検証で明らかになった課題は、速やかにマニュアルに反映している。
【自宅において】	
	居住地の災害想定を知っている。
	自宅の災害リスクに対する必要な安全対策を講じている。
	通勤経路の避難場所を知っている。

